

韓国人被爆者問題をめぐる草の根交流

辛 亨根

広島大学大学院国際協力研究科博士課程後期

川野 徳幸

広島大学平和科学研究センター

**Grassroots Cooperation Concerning the Problems of
Korean Atomic Bomb Survivors**

Shin Hyung-keun

Doctoral Student, Graduate School for International Development and Cooperation,

Hiroshima University

Noriyuki KAWANO

Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

The Korean Atomic Bomb Survivors have long suffered from illness, poverty and discrimination caused by the threefold damages, which include colonial rule, A-bomb injuries and negligence of the relevant governments. The progress of this issue 1) started from the sufferings originated from the state power, such as colonial rule, coercive mobilization, war and A-bombings, 2) led to the self remedy efforts of the victims including petitions, protests and tribunals fighting against the governments, 3) proceeded to the grassroots cooperation between the civil society of Japan and Korea including humanitarian assistance, cooperative negotiations with governments, and finally 4) resulted in the improvement of situation through the institutional changes in the policies, rules and regulations. The improvement has been made mainly through the application of the Japanese.

Grassroots cooperation concerning the Korean A-bomb Survivors resulted in policy changes and judiciary improvements both in Japan and Korea, and concerted lawsuit against governments. The underlying spirit of the cooperation is mutual understanding having roots in the history of long exchange between Korea and Japan, and sense of justice which transcend the boundary of nation state legacy. The experience of this grassroots cooperation could serve as the spiritual clue for solving the existing historical dispute between the two countries.

はじめに

韓国人被爆者¹たちは長きにわたり、植民地統治、原爆被害、そして放置という三重の被害、さらに原爆被爆にともなう疾病、貧困、差別に苦しめられてきた。植民地統治時代、韓国人は生活の基盤を求めて、あるいは強制徴用によって日本へと流入し、炭鉱・工場・建設現場で労役に従事した。被爆後には日本人被爆者より悲惨な状況に置かれ、救護過程においても差別に苦しみながら多くの者が帰国した。帰国後も、劣悪な経済状況と朝鮮戦争に直面し、貧困、疾病、また差別の桎梏から逃れることが許されなかった。こうした韓国人被爆者の問題は、日本政府の責任回避と韓国政府の無関心によって放置され続けてきた。

しかしながら、韓国人被爆者らの長い闘争と、韓日間の草の根協力を通じて、外国でも日本国内同様に、被爆者健康手帳の申請、健康管理手当受給など、日本の被爆者救護法の平等適用を勝ち取る成果をあげた。これらの成果は韓国人被爆者の闘争がその源泉であったが、韓日両国の市民団体による草の根協力と連帯がそれを押し進める原動力となった。

本稿では、このような韓国人被爆者問題の実態を概観し、両国市民団体の草の根協力の実態の一端について考察する。紙幅の制約もあり、本稿では韓国人被爆者が原告となった一連の裁判闘争に関する詳述は別稿に譲ることとしたい。本稿では、1980年代までの草の根協力に至る経緯、及びその政治的背景の描写を中心に論ずることとする。このことは、今日幾つもの懸案事項を抱える韓日両国の今後の関係改善に一つの示唆を与えるであろう。

¹ 原爆投下当時の呼称としては、「朝鮮人被爆者」が正しいが、本稿では、韓国に帰国した韓国人被爆者を主な対象としている。混乱を避けるため、文献からの引用部分以外は、原則として「韓国人被爆者」という呼称を用いる。

1. 韓国人被爆者の実態

周知のように、1945年12月末までの早期死者数は、広島の場合14万人±1万人、長崎の場合7±1万人とされている²。韓国人被爆者の正確な数については、未だもって明らかにされていないが、その数は万単位を下らないであろう³。もはや原爆研究のバイブルともいえる『広島・長崎の原爆災害』は、広島の朝鮮人被爆者を4-5万人と仮定すれば、その死者は5,000-8,000人であると見積もる。長崎の場合は、朝鮮人被爆者を12,000-14,000人とすると、死者は1,500-2,000人と推算している。

一方、韓国側の資料によると、その数は異なる。1972年の韓国原爆被害者協会⁴の推計によれば、広島原爆による韓国人被爆者数は5万人程度で、そのうち約3万人が爆死し、生存者約2万人のうち1万5千人程度が帰国、残り5,000人ほどが日本に残留したという。長崎の場合、韓国人被爆者は2万人程度で、うち1万人ほどが爆死し、8千人程度が帰国、2千人程度が日本に残留したとする。全体の生存者のうち、重傷者が30%、軽傷者が70%程度であると推定した⁵。

1964年、韓国原子力放射線医学研究所は韓国人被爆者201人の名簿を作成した。また、1965年には大韓赤十字社が全国的な調査を実施した結果、およそ600人の被爆者が判明した。韓国人被爆者の活動が軌道にのった1972年、韓国原爆被害者協会に登録した会員数は6,269人であったが、当時の韓国政府（保健社会福祉部）が把握した被爆者は、515人に過ぎなかった。韓国原爆被害者協会登録会員は、1978年には9,362人に増えたが、1988年には2,288人に減少した。

その後、郭貴勲（カク・キウン）裁判勝訴によって健康手当受給権が与えられたことを契機に登録者は増加し、2011年11月現在、大韓赤十字社に登録された韓国国

² 1976年に国連へ提出された報告書 *TO UNITED NATIONS* による数値。

³ 広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会（1979）『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店。

⁴ その設立過程については次節で詳述するが、1967年に「韓国原爆被害者援護協会」として設立され、1970年に「韓国原爆被害者協会」と改称された。本稿では混乱を避けるため「韓国原爆被害者協会」と記す。以下同。

⁵ 朴秀馥ほか（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社。

内の被爆生存者は、被爆者健康手帳所持者が2,545人、未所持者が130人である。

朝鮮人被爆者の推定死亡率は、日本人被爆者のそれより遥かに高いとされる。その理由として、日本人被爆者に比べ、貧困と差別による劣悪な状況下に置かれていたこと、特に民族差別によって適切な医療措置を受けられなかったこと、そして韓国人が爆心地に近いところに住んでいたこと、などが挙げられる。実際に、韓国人被爆者の手記には、当時、韓国人に対する差別が一般化していたことが綴られている。例えば、徴用工として南観音町（広島市）の宿舎に日本人徴用工と一緒に入居した金再根（キム・ジェクン）は、「入居一か月もならないうちに、日本人と韓国人の間に民族的葛藤が始まり、ますます激しくなる一方で喧嘩が絶えなかった。争いは食事の差別待遇に対する不満から起ったのである。日本人は専用の食卓でとり、韓国人は韓国人専用の食卓が決まっていたが、食物の量が少なく質もひどいものだった。とうとう不満が爆発して、暴動がおこりかけたが、憲兵が出動して抑えられ、うやむやにされてしまったことがある。」⁶と当時の様子を記している。

こうした韓国人被爆者の高い死亡率とその惨状は、のちに日本の市民運動家をして、彼らに日本人被爆者を上回る救護と支援を与えなければならないという認識を持たせる背景となった。

以上の様に、韓国人被爆者数及び死亡数については、文献によって数万人の差が生じているのが現状である。広島・長崎の原爆投下から68年が過ぎた現在でも、その正確な被害者数を知ることはもはや困難である。当時、多くの朝鮮人が被爆したことは、1941年以降、広島市と長崎市が軍事都市として、太平洋戦争の遂行の必要から朝鮮人を強制動員したこと、また、同じ理由から朝鮮人の移住が行われていたことがその背景にあらう。広島は、1894年の日清戦争以後、陸軍の諸施設が広島湾一帯に集中し、軍事都市として発達してきた。戦時中の広島は、日本有数の軍事都市として、西日本全体を統括する大本営直轄の第二総軍司令部や船舶司令部も抱えていた。同時に、軍需産業へとつながる重工業も発達してきた。こういった背景も

⁶ 朴壽南（1982）『もうひとつのヒロシマ』、皓星社、p.181。

あり、多くの朝鮮人が広島へ徴用され、結果として原爆被爆することとなった。

1945年8月15日の日本の無条件降伏は、朝鮮人の「奴隷状態⁷」からの解放を意味した。軍需企業や軍施設に強制徴用されていた朝鮮人たちは、即時帰国を要求した。同年8月21日には在日韓国人の徴用が解除され、9月2日以降、山口県仙崎港から引揚船・興安丸などに乗って韓国人の帰国が始まった。これによって、1945年10月以降、帰国者数は増加し、韓国原爆被害者協会の推定によれば、その年の12月までに約2万3千人の被爆者たちが帰国を遂げた。

韓国社会保険研究所の実態調査によると、朝鮮半島への帰国者の77.7%が被爆から4ヶ月以内に帰国している。彼らは原爆による傷や火傷、急性放射線障害を抱えながら帰国しなければならなかった。9月と10月には台風によって連絡船が運航できず、小さい密航船に身を任せて帰国する者も多かった。大手企業に強制動員された場合は帰国船が提供された例もあるが、大多数の韓国人らは自力で帰国しなければならなかった。中には故郷に帰る前に病で倒れたり、海上で船が難破するなどして、祖国の地を踏むことが叶わなかった者もいた。

これほどの大多数が帰国を急いだのは、強制動員がもたらした帰還意識と、日本人による韓国人への報復・迫害の恐れがあったことが主な原因であったと思われる。当時、「韓国人が日本人を攻撃するかもしれない」といった噂が流れ、日本人からの迫害を恐れて帰国を早めたという証言もある。

広島で被爆した沈学洙（シム・ハクス、証言当時 67 歳）は次の様に証言する。

「いま死んだとしても、あんな地獄ありやせんですよ。わたしは魂の抜けた人間じゃったですよ。これからどうしようとするか考えることもなく、ただ、息子の看病だけをするうちに「朝鮮人はみな殺す」といううわさを聞き、我に戻ったと言いますか、死んでも子どもたちは故国に連れて行ってやらなければならないと思ったんですよ。後で聞けば、満州と朝鮮で暮らした日本人たちがそんなうわさを広めたと言いましたが、あの時は恐ろしかったです。それで身動きできない息子を連れて、

⁷ 1943年のカイロ宣言によって用いられた用語。

もらい食いをしながら帰国したこのことは、考えれば、口に出すのも恥ずかしいですよ。」⁸

彼らは帰国後から1965年の韓日基本条約によって国交が回復するまでの20年間、社会の無関心のなかに放置されていた。彼らの手記からは、極貧と疾病に悩まされる悲惨な光景が浮かび上がる。解放された韓国は36年間におよぶ日本の植民地支配と戦争で経済が破綻状態にあり、被爆者が帰った故郷にはもう知人すらなく、極貧生活を余儀なくされた者も多かった。たとえ肉体労働などの職についても、病弱なため賃金の半分しかもらえないといった事例もあった。当時、陝川（ハプチョン）にはハンセン病患者を収容する集落があったが、被爆者たちもハンセン病患者として扱われたという証言もある。

郭貴勲は1998年、「韓国には原爆症に対する正確な知識もなく、被爆者は周囲からハンセン病患者と同類と見なされた。その上、当時町には朝鮮戦争による傷痍軍人が溢れて、韓国政府も被爆者のことなどは頭の片隅にもなかった。」⁹と証言した。

彼らにとって原爆症の治療は困難なものであった。治療費もなく、薬草や民間療法に依存したりする者もいた。たとえ病院にいても、原爆症とその治療に関する知識を備えた医師はほとんどいなかった。さらに、1950年6月から3年間に126万人が死亡した朝鮮戦争の惨禍のなかで、多くの被爆者も命を落とした。彼らは再び戦争の廃墟の中で過酷で悲惨な生活に耐えなければならなかったのだ。

⁸ 朴秀馥ほか（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.45。

⁹ 市場淳子著、イジェス訳（1988）『韓国のヒロシマ』、p.51。

2. 草の根協力の過程

2. 1 韓国人被爆者の胎動

2. 1. 1 自力救済努力

既述のとおり、1945年の解放によって、その年の年末までに帰国した韓国人被爆者の数は、約2万3千人に達した。彼らは帰国後、極貧状態に置かれており、朝鮮戦争のなかで徹底的に放置されながら疾病と闘い続けた。

1959年、慶尚南道の陝川で魯洪奎（ノ・ホンギョ）が中心となって被爆者の集いが始まった。しかし、積極的活動にまでは至らず、連絡先の確保にとどまった。郭貴勲は1959年8月7日、『韓国日報』に被爆手記を寄稿し、1962年には韓国外務部に対し、韓日会談で韓国人被爆者への補償問題を取り上げるよう訴えた。また、1963年8月には被爆者である李鐘郁（イ・ジョンウ）と吳南連（オ・ナンリョン）の夫婦が韓国政府、アメリカ、そして日本大使館に韓国人被爆者の実情を訴えた。しかしながら、それらの訴えに対する対応は全くなかった。一方、日本では、朝鮮戦争の特需に支えられて経済が好転し、1955年からは被爆者問題が台頭し始め、1957年には、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」が施行された。同法によって、被爆者健康手帳の交付、認定疾病に対する医療の給付、無料の定期健康診断（年2回）の実施が開始された。こうした日本人被爆者に対する援護の実態が韓国に知られるようになると、韓国居住の被爆者たちは1960年頃から広島民団に対して自らの惨状を訴える手紙を送り始めた。これに応じて広島民団は、1963年に「母国被爆同胞救護対策委員会」を設置し、救援活動に取り組むこととなる。

2. 1. 2 韓日協定と韓国人被爆者の排除

韓日国交正常化のための韓日会談は、戦後アメリカの東北アジア平和体制構想の中ではじまった。第二次世界大戦後、東西冷戦の構造が顕在化すると、アメリカは日本を同盟国として位置づけ、東西冷戦の世界情勢に対応しようとした。その結果、

1951年9月8日にサンフランシスコ平和条約と日米安保条約が調印され、日本と連合
国間との講和と日米同盟が成立した。一方、韓国は日本との平和条約に参加できな
かった。

しかしながら、当時の連合軍最高司令部外交局長シーボルトは、韓日両国間の国
交正常化会談を積極的に要請・調整した。それによって、1951年10月に韓日会談予
備会談、1952年2月に第1次本会談が開始されたが、財産請求権問題と漁業問題に対
する意見対立で中断した。また、1953年4月の第2次会談は平和線問題、在日韓国人
強制退去問題で決裂した。1953年10月に開かれた第3次会談も、日本主席代表・久
保田貫一郎の「日本の35年間の韓国統治は韓国の近代化に役立った」という発言（韓
国では「久保田妄言」ともいう）によって再び中断した。1958年4月の第4次会談は、
在日同胞北送問題で難航を重ねた末に、1960年4月19日の「4.19革命¹⁰」で中断した。
第5次会談は1960年10月25日から開催されたが、1961年2月3日に韓国国会は平和線
死守、日本支配による損害と苦痛の清算後に国交正常化など、復交4原則の決議を
採択した。1961年5月16日に韓国で軍事クーデタが起き、軍事政府は1962年8月21日
に第6次韓日会談予備折衷をはじめた。

同年11月12日には金鍾泌（キム・ゾンピル）韓国中央情報部長と大平正芳日本外
相が、東京で秘密会談を持ち、請求権問題と平和線在日同胞の法的地位問題で妥協
点を見だし、キム・大平メモを交換した。そこでは、日本支配による損害請求は
棚上げし、請求権は経済協力資金有無償あわせて5億ドルと合意された。1965年2月
20日には椎名外相が訪韓して基本条約に仮調印し、6月22日に基本条約と4つの協定
が調印された。韓国国内ではこれを「屈辱外交」とし、1964年3月24日に大々的な
学生デモが起こり、それを受けて6月3日には戒厳令が宣布された。さらに、同年8
月23日には学生デモを鎮圧するため軍隊が動員され、8月26日には衛守令が宣布さ
れるまでに至った。

¹⁰ 日本では「四月革命」と呼ばれる。1960年3月に行われた大統領選挙で不正があったとして、
学生・市民らが大規模なデモを起こした。これによって当時大統領であった李承晩（イ・スン
マン）が失脚する結果となった。

韓日基本条約やそれにもなう請求権協定と経済協力協定は、被害者の対日請求権は一括して無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力基金によって「完全かつ最終的に解決された」と規定するものであった。しかし日本政府が支払った有無償5億ドルの請求権資金は、一括的・無条件的なものではなく、10年分納であり、資金の用途もかなり具体的に限定された条件付経済協力援助であった。

このようにして、韓日両国政府は、植民地支配による損害と苦痛の賠償と清算なしに、両国間の戦後処理が1965年韓日条約によって外交的に終わったものとして取り扱ってきた。しかし、サハリン残留韓国人問題、韓国人原爆被爆者問題、日本軍慰安婦問題などは韓日協定で取り扱われておらず、これらの問題は引き続き韓日両国の懸案事項として残ることとなる。実際、韓国人被爆者はその後、個人に対する賠償と補償を求め続けることとなる。高木健一（1988）は、次のように指摘する。

「日韓条約によって「解決済み」なのは、韓国の産業経済の領域のみであって、韓国民に対しては、未だ「未解決」であるともいえる。現に、日韓条約の賠償額を交渉する中で、サハリン残留韓国人問題や在韓被爆者への補償などは、全く検討されなかったことがこれを裏付ける。日本政府は元台湾軍人軍属への弔慰金として、一人200万円を対象者3万人対し支払った（合計600億円¹¹）。また、アメリカ議会も日系人の強制収容所への収容を不当と認め、一人当たり2万ドル¹²を約6万人に対して支払った¹³。さらに足立修一も次のように指摘する。「韓日請求権協定交渉過程で両国政府は日本の朝鮮半島支配の性格に関する合意に至らなかった。日本の国家権力が関与した反人道的不法行為と植民支配と直結された不法行為に対する損害賠償請求権は両国請求権協定の対象外だ。韓日請求権協定は日本に植民地支配に対する賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ講和条約に根拠し、両国間の債権債務関係を政治的合意によって解決しようとしたもので、請求権協定第一条に従って日本政府が韓国政府に支給した経済協力資金は協定第二条に明示

¹¹ 当時の換算レートで、約5億ドル相当。

¹² 当時の換算レートで、約240万円相当。

¹³ 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、p.186。

された個人権利問題の解決と法的代価関係にあるとは見えない。近代法の原理に鑑みても個人の請求権は条約で消滅させることができず、消滅には明確な意思の合致が必要であるが、請求権協定ではそのような意思の合致は見受けられない。」¹⁴

以上のような高木、足立両氏の指摘にあるように、韓日請求権協定で国の請求権は解決されたとしても、個人の請求権は依然残ったままであると考えられる。

2. 1. 3 日本政府の韓国人被爆者救護拒否

日本の「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」、および「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（原爆特別措置法）」（いわゆる「原爆二法」）には国籍条項がなかったため、当初、日本政府は韓国人被爆者に対しても被爆者健康手帳を発給していた。中島竜美（1988）によると、1964年に開催された東京オリンピックの際、本国家族招待事業によって日本に訪れた韓国観光団に10人ほどの被爆者が含まれていたという。その内の一人であったパク・ドヨン（朴斗映）は原爆手帳を受給し、長期治療が不可能だったために、実質的治療には至らなかったものの、日本赤十字病院とABCC（原爆傷害調査委員会）で診察を受けた¹⁵。

しかし、1965年の請求権協定締結以降、日本政府は韓国とのすべての問題はその協定によって解決されたという立場をとり、韓国人被爆者に対する被爆者手帳発給を拒否するに至った。1967年10月4日に、韓国原爆被害者協会会員20余人が日本大使館前でデモを行ったあと、三谷参事官が金再根（キム・テグ）代表陣と30分間面談した。三谷参事官は「日本政府は韓日会談をもってすべての補償を行った。個別ではなく一括して補償した。政府間の補償問題はすでに終わったので人道主義的立場で民間レベルの募金運動などで助けてあげたい」と述べた。

日本政府が、1968年に一時入国した林福順（イム・ボクスン）と巖粉蓮（オム・ブンリョン）に対する手帳交付を拒否したのち、厚生省と法務省は国会で次の様に答弁した。「原爆医療法、原爆特別措置法の適用に関しては主要居住地が日本であ

¹⁴ 2013年12月23日、東京日本橋公会堂で開催された「植民地支配精算シンポジウム」での発表。

¹⁵ 韓国原爆被害者協会編（2012）『韓国原爆被害者、65年史』、p.45

ることが前提とされる。すなわち、属人主義ではなく属地主義の政策をとっているため、一時的に日本を訪問した外国人には適用されない」（村中厚生省公衆衛生局長）、「両法の適用を希望する者に対しては入国を許さない」（平野法務省入国審査課長）とした¹⁶。

このような厚生省と法務省の見解は、韓国人被爆者の日本での治療を妨げることとなった。しかし、1970年に広島市は、大阪万国博覧会の観光目的で日本を短期訪問した在米の日系アメリカ人被爆者に手帳を発給した。彼も一時的に日本を訪問した外国人であったが、日本政府は韓日協定を盾にして、韓国の被爆者が自力で来日し、原爆二法の適用による救済を受けることを阻んだのである。

2. 1. 4 韓国原爆被害者協会結成

1965年の韓日請求権協定に韓国人被爆者問題が含まれないことに、韓国の被爆者は大いに失望した。1966年8月8日、ソウル東洋TVが学界、言論界、保健社会部、赤十字社、原子力研究所などの関係者と被爆者代表3人を登壇させ、韓国被爆者問題座談会を放映し、大きな波紋を呼び起こした。この座談会に出演した被爆者の一人であった金再根は被爆者救護のための協会（社団法人）設立を推進した。同氏は韓国人被爆者・徐錫佑（ソ・ソクウ）の紹介で、同じ被爆者であった裴渡煥（ペ・ドファン）と接触し、経済的後援者として協会設立に必要な資金の提供を申し出、合意に至った。1966年8月31日、この両氏に廉秀東（ヨム・スドン）が加わって、韓国被爆者協会期成会が結成し、幹事長に裴渡煥、幹事に金再根（広島被害者代表）、廉秀東が就任した。1967年2月11日には韓国原爆被害者援護協会勃起人会を開催して、理事7人を選任し、会長に洪淳鳳（ホン・スンボン）代表理事を選出した。1967年3月16日には保健社会部に設立許可を申し出、1967年7月10日に、「韓国原爆被害者援護協会」が正式に発足した。この韓国原爆被害者援護協会設立は、韓国の被爆者が連帯する大きなきっかけとなったのである。同協会には1967年末までに1,857

¹⁶ 朴秀馥ほか（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.322。

人が加入した。さらに1967年2月には、韓国原爆被害者援護協会設立趣旨文として次の要求を提起している。この内容として特記すべきは、日本に対してのみ賠償要求を行い、原爆を投下したアメリカに対しては資材支援だけを要求したことである。以下、韓国原爆被害者援護協会設立趣旨文の要約である。

- 1) 対韓国国内：応急原爆症患者に対する医療保護、貧困に対する特別経済保護、被爆者に対する適正で権威のある診断、医療施設建立のための土地供与、医療と経済援助のための特別法制定、協会の活動に対する経済的援助
- 2) 対日本：病院、療養所、リハビリテーション・センターの建立基金と原子爆弾による身体的障害に対する賠償要求
- 3) 対アメリカ：病院、療養所、リハビリテーション・センター建立のための資材支援

その後、韓国原爆被害者援護協会はテレビ、ラジオへの出演、国内の新聞や雑誌への広報、日本機関との書信交換など、積極的活動を展開しはじめた。

初期における韓国原爆被害者援護協会の活動は、外部資金の援助もなく、会員自らの費用で活動を賄わなければならなかった。初期の協会運営は、設立当初の予想に反し、被爆者の福利厚生に役立つことはほとんどなく、協会そのものの運営で精一杯であった。被爆者援護事業としては、さまざまな救護団体と連絡をとって救護物資を集め、被爆者らに配分する程度であった。たまにわずかな救護資金が入れば、協会事務室運営費や幹部の交通費に当てるといった困窮した状況であった。社会各々からの反響もほとんど得られなかった。加えて、会員同士の不信感、不和もあり、互いを告訴するなど雑音が絶えなかった¹⁷。経済的に余裕のある者が協会に参加し、協会事業に積極的に努力した末に、家財を投げ打った例もあった。実際に裴渡煥などは、協会設立資金にあてるため二軒の家を売り、その後は、一間の賃貸家屋で生

¹⁷ 광귀훈 (郭貴勳) (2013) 『나는 한국인 피폭자다』 (私は韓国人被爆者だ)、民族問題研究所。

活を営み、そこで死を迎えた。その後も韓国原爆被害者援護協会は、韓国政府、日本政府、そしてアメリカの大使館へ被爆者の治療と生計対策を訴える請願書を数次にわたって送った。しかし、韓国政府は「現在の状況では難しい」と答え、日本政府からは「韓日会談で韓国政府とすべての問題を解決したので、人道的見地から救援を検討している」という回答であった。アメリカからは返事すらなかった。

1968年8月6日、韓国原爆被害者援護協会はソウルの曹溪寺で第1回韓国被爆者慰霊祭を開催した。執行委員長には、『京郷新聞』主筆の金八峰（キム・パルボン）が就き、犠牲者に対する位牌奉安式をあげた。この式典を10人以上の日本人記者も取材した。これを契機に「韓日両国が韓国被爆者問題に触れることもなく放置したのは、サハリン同胞問題とともに韓国政府の失策や恥を超えて罪悪である」¹⁸と嘆く世論まで起こった。同年12月14日には再び総会を開催し、第2代会長に金翼星（キム・イクソン）を選出した¹⁹。

このように、韓国原爆被害者協会設立直後は、韓日両政府からの支援がないばかりではなく、日本の平和運動からも救いの手は伸びなかった。韓国政府は、韓国人被爆者の存在を厄介な存在と考え、日本の平和運動、あるいは左翼との連携の疑念から警戒の対象にした形跡さえある。韓国原爆被害者協会の役員からは、「密航船にでも乗って日本へ行き、韓国人被爆者の状況を訴え、治療を要求しなければならない」という意見まで出てきた。当時、パスポート、ビザなどの取得が妨げになって、韓国の被爆者が正式な方法で日本に渡航することはかなり困難であった。こういった状況下で、1970年に「韓国原爆被害者援護協会」は、「韓国原爆被害者協会」と改称された。

2. 1. 5 日本に対しての訴え

こうした中、1968年10月2日、韓国原爆被害者協会の釜山支部の被爆者・孫貴達（ソン・キダル）が密航し逮捕された。これを契機に、同年10月3日、山口県被爆

¹⁸ 韓国原爆被害者協会編（2012）『韓国原爆被害者、65年史』、p.57。

¹⁹ 会員の間では、被爆者でない金翼星氏が会長になることに対して反発が起こった。

者団体協議会が救護運動を展開し、孫貴達は10月19日に広島原爆病院に入院することとなった。当時、中国新聞の記者であった平岡敬、評論活動をしていた中島竜美なども支援をはじめたが、孫貴達の麻薬所持などが報道され、最終的には送還された。1970年12月3日には、孫貴達の兄、孫振斗（ソン・ジントゥ）が日本に密入国した。孫振斗は広島で被爆をした事実、そして日本での治療を受けるために密航したことを訴えたのである。当時、日本ではアジア人を排除し、監視の対象とする出入国行政に反対する運動が起こっており、韓国人被爆者問題も日本人の問題として受け止め、その解決を目指す人びとが現れ始めた。孫振斗を韓国へと強制送還することに異を唱え、原爆症治療を実現するために、福岡・広島・大阪・東京で「孫振斗の日本滞留と治療を求める全国市民協議会」が結成されたのである。1970年12月、京都で第二次世界大戦戦没者慰霊祭が開催され、韓国人戦死者および韓国人原爆犠牲者慰霊碑が建てられ、韓国原爆被害者協会の釜山支部長・嚴粉蓮とソウル支部の林福順が招待され、慰霊祭に出席し、その後広島原爆病院に入院した。

韓国原爆被害者協会・辛泳洙（シン・ヨンス）会長は1971年の夏、韓国人被爆者の実情を訴えるために協会の代表としては、はじめて日本を訪問した。1971年8月には、当時の内閣総理大臣・佐藤栄作宛に要望書を提出した。辛会長の訪日をきっかけとして、年末には大阪を中心に「韓国の原爆被害者を救援する市民の会（以下「市民の会」）」が結成された。これ以降、日本の市民団体の本格的な韓国被爆者支援活動がはじまったのである。同年、「市民の会」の本吉会長が大平外相に会い、韓国被爆者への補償を求める韓国原爆被害者協会と「市民の会」の要望書（田中総理宛）を渡した。こののち、韓国原爆被害者協会の日本政府に対する本格的な補償要求活動がはじまった。辛会長はこれ以降、六期も会長を務め、40回以上来日し、日本の市民団体と密接に連携しながら、粘り強く要求を続けていった。

2. 2 日本の市民運動

2. 2. 1 日本市民運動の胎動

1960年代に入ると、韓国人被爆者の実態を訴える手紙が広島民団に頻繁に届きはじめた。それを受けて、広島民団は1963年3月1日に「母国被爆同胞救護対策委員会」（委員長・金観植（キム・クァンシク））を設置し、対応を議論しはじめた。同委員会は、まず1965年5月22日、25人の調査団をおよそ一ヶ月、韓国に送った。調査団は在韓被爆者面談のほかにも韓国政府、原子力研究所、韓国赤十字などに実態調査および医療救護を要請した。同時に、1）在韓被爆者の実態調査と精密調査の実施、2）重症原爆症患者に対する日本での治療、3）日本専門医の韓国派遣、4）韓国人医師の日本派遣・研修などについて協議した。その内容が1965年5月14日付の『中国新聞』、『長崎新聞』に報道されたことを契機に、日本国内の市民運動や広島の医師も在韓被爆者問題を意識しはじめ、日本と韓国国内の世論を喚起するに至った。

韓国の被爆者問題を本格的に報道し、この問題の本質を世に問うたのは、当時『中国新聞』記者であった平岡敬であった。同氏は1965年6月韓日基本条約で国交が再開すると、同年11月に韓国を訪問して、韓国の被爆者と政府関係者などを包括的に取材し、韓国被爆者の実情をメディアから発した。

さらに1968年3月30日には『朝日新聞』が特集記事を組み、韓国に多くの被爆者がいる現状を明らかにした。こうした報道を受けて、日本各地から慰労の手紙や義捐金が集まり、募金運動も展開されはじめた。広島と長崎ではアメリカや日本の市民を相手とする救護運動も行われるようになった。東京のイングラスセンター神原巖院長、松井宏弁護士、西日本新聞社などからも義捐金が届いた。

日本キリスト教団は1967年3月27日、「第二次世界大戦における一部キリスト教団の責任に対する告白」を公表した。その内容は、第二次世界大戦における日本のキリスト教団の過ちを認め、アジア諸国の教会に赦しを請うものであった。過ちとは日本キリスト教団が教団の名において、戦争を黙認、あるいは支持し、その勝利

のために祈り努めたことであった。

その精神に基づいて、1974年、日本キリスト教団中部教区の林比佐雄社会副委員長を中心として、在広島韓国人朝鮮人被爆者救援問題に関する議論が始まった。

1967年7月には、教区社会副代表の林・津村両牧師が、韓国人原爆犠牲者慰霊碑と広島平和記念資料館を見学した。つづいて、キリスト教徒平和集会の杉原助牧師、渡辺正治広島大学講師、河本一郎折鶴の会代表、金信煥（キム・シンファン）牧師、河村虎太郎河村病院院長などが「広島韓国人朝鮮人被爆者救援会」を結成した。この後、日本キリスト教団グアナ協会も募金運動に参加した。1969年、河村病院長は在韓被爆者医療チーム派遣を打診し、池明観（ジ・ミョングアン）翰林大学日本学研究所長の招待で、渡辺正治氏、広島・長崎平和基金副理事長が訪韓した。その際、クリスチャン・アカデミー（ソウル）で韓国の医師、弁護士、牧師、そして辛泳洙などの被爆者3人によるセミナーを開催した。そのセミナーにおいて、韓国側は植民地支配への責任と戦争責任の一端を遂行する意味を込めて、民間贖罪医療団の派遣を依頼し、日本側の参加者は快諾した。その結果、韓国被爆者救援協議会が構成され、河村氏、広島原爆病院石田定内科部長らによる医療団が、1971年9月22日から10月6日の間で韓国を訪問した。この運動はその後、「在韓被爆者を広島へ招く運動」、そして「在韓被爆者渡日治療広島委員会」の母体となったのだ。

2. 2. 2 韓国の原爆被害者を救援する市民の会

「市民の会」は二つの運動が合流して生まれた。一つは、三・一独立運動²⁰に関わった、住民と教会を弾圧・虐殺した提岩里（チェアムニ）教会事件に対する謝罪を求めている大阪や神戸のクリスチャンであった。もう一つは、在韓被爆者の存在を知り日本政府に救護を求める小田川興朝日新聞記者、田中豊記者らを中心とした市民たちであった。

前者は弁護士であった松井昌次・義子夫婦と赤十字が中心となって、過去の植民

²⁰ 日本の植民地支配に反対し、1919年に朝鮮で始まった独立運動。

地支配の反省と人道主義的支援に重点を置いた。後者は1968年に在韓被爆者を取材したのち、孫振斗支援運動を取材していた小田川興朝日新聞記者と田中豊記者などで、国家補償を目標に掲げていた。

在韓被爆者救護においては一致したものの、運動の目標にはそれぞれに隔たりがあり、1972年に発足するまで論争を繰り返し、結局、「補償要求」と「在韓被爆者組織支援」という二つの目標を掲げることとなった。しかし、当初は当時の政治状況とあいまって、韓日間に横たわる歴史的諸問題は伏せられ、ややもすれば人道的支援に重点がおかれる傾向にあった。何よりも、韓国原爆被害者協会が孤立無援の状態にあって、自立はおろか組織維持さえおぼつかない状況であったため、これを支援することがもっとも重要な事項であった。冷戦が終息したのち、韓国原爆被害者協会の会長を歴任した郭貴勲の訴えと、市場淳子「市民の会」会長を中心として東京、大阪、広島、長崎など全国的ネットワークを形成し、韓国被爆者支援と裁判闘争を粘り強く支援した。

「市民の会」はこのほかにも、1970年代に韓国原爆被害者協会の協力を得て在韓被爆者実態調査を実施した。その成果を機関誌『早く援護を』に掲載し、中間報告書も発刊した。この報告書は、韓国政府に被爆者援護の必要性を訴える貴重な資料となった。その後、『早く援護を』は定期発行されることとなる。これ以外にも『広島を過ぎて行きたい』（1975）、『在韓被爆者の実態』（1982）、『在韓被爆者問題入門』（1983）、『広島に一韓国被爆者の手記』（1987）、『在韓被爆者が語る被爆50年』（1995）、『いま在韓被爆者が求めるもの』（1997）など、多くの書籍を発行し、韓国人被爆者問題を世に問うた。また、1995年にはソウルで「侵略と原爆展」も開催した。また、在韓被爆者の被爆健康手帳発給など援護拡大のために、日本の厚生省および国会に積極的に働きかけを行った。また、孫振斗裁判、郭貴勲裁判など韓国人被爆者の権利回復のため、多くの裁判闘争で事実上の推進本部の役割を果たした。さらに「市民の会」は署名運動など、積極的な市民運動も展開していった。

1971年の「市民の会」結成以降、韓国の被爆者と日本の市民運動との連帯が、定期的に行われるようになった。「市民の会」会員らは孫振斗裁判支援を積極的に行い、韓国原爆被害者協会との協力関係を維持した。さらに「市民の会」の会費と募金をもって会誌を発刊し、毎月、韓国原爆被害者協会の運営支援のため義捐金を送った。釜山の福音病院にも医療支援金を送り、被爆者治療を支援した。1972年12月14日には、韓国慶熙大学が東京杏林大学付属病院・南雲整形外科科長らを招聘し、ケロイド症状が残る被爆者2人に対して5日間にわたって整形治療を行った。

韓国人被爆者問題が日本で周知されるに従って、韓国人被爆者と日本の幾つかの支援団体や個人との間で、親善交流が行われるようになった。1970年、広島「折り鶴の会」の会員6人が、韓国を訪問し、韓国被爆2世と面会した。これを契機に、韓国では、韓国被爆2世団体の「ビドルギ（鳩）団」が設立された。また、山口県の徳山ライオンズクラブは、ソウル市内に原爆病院設立のための募金活動を継続的に実施した。その後、日本の医療団が再訪韓し、250人が診療を受けた。

2. 2. 3 日本政府の立場の変化と人道的支援

辛泳洙会長は、1972年8月30日、当時の三木武夫副総理に面談を求め、田中角栄総理宛の補償要求書を手渡した。三木副総理は「責任を感じている」として、一歩前進の感があった。同年、「市民の会」の本吉会長が大平正芳外相に面会し、田中総理宛の要望書を、韓国原爆被害者協会と「市民の会」連名で提出した。これに対して大平外相は「先月の日韓閣僚会議で韓国政府から聞いた。韓国人被爆者問題は外国人被害者全体の問題として捉えたい。ただし、韓国の被爆者は外国人被爆者の9割を占めているため、救済のために出来る限り努力したいと思う。韓国の被爆者だけでなく外国人被害者全体を救済するために政府が特別立法措置をとる必要がある」と発言した。これは、政府がその責任をはじめて認め、特別法制定の必要性にまで言及した画期的な出来事であった。それを契機に、日本政府は韓国大使館を通じて、韓国の被爆者に対する調査をはじめた。以上のような日本政府の動きは、韓国原爆被害者協会会員らに、早期補償の実現を期待させるものであった。加えて、

1974年の孫振斗裁判における一審判決で、韓国の被爆者補償請求権が法的に認められたことで、期待はさらに高まった。1974年8月9日、当時の二階堂進官房長官は総理代理として、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に出席し、「韓国被爆者救済問題は人道主義的立場で何か措置をとりたい。韓国政府から医療センター設置など要請があれば検討する用意がある」と発言した。しかしその後、そのことが前進することとはなかった。日本政府はその後、「402号通達²¹」などから見られるように、その立場から後退していくこととなる。ようやく、政府レベルの対策を検討しはじめたのは、1978年の孫振斗裁判の判決を待たなければならなかった。

日本政府は対日請求権について、法律的には日韓条約によって解決済みであるという立場を堅持しながら、韓国人被爆者、日本市民団体、韓国政府からの要求によって、次の5段階にわたって人道的支援を行うこととした。以下、この5段階についてまとめる。

1) 1978年3月30日の孫振斗最高裁判決による影響で、1980年10月から渡日治療を開始した。高齢者、重病者を除いた合計349人に治療を行ったが、韓国政府の旅費負担拒否で、1986年に中断された。

2) 韓国原爆被害者協会からの23億円の被害補償要求などもあり、韓国では戦後処理要求が高まった。これを受けて、1987年、日本政府は国際拠出金420万円を支援した。韓国原爆被害者協会は、これを会員の医療費の一部に当てた。これは日本政府による初めての医療費支援であった。

3) 1990年5月の盧泰愚（ノ・テウ）大統領訪日の際には、韓国人被爆者問題が議題として挙げられた。日本政府は韓国人被爆者の歴史的経緯と特殊性を考え、人道的観点から医療支援40億円を支援した。しかし、使用ガイドラインで「個人への手当として現金が個々の被爆者に渡ることは補償になる」との理由から個人への手当として支給することを禁じた。

²¹ 被爆者健康手帳発給に関して、日本国内居住者のみを受給対象とする指針。

4) 2001年、郭貴勲裁判第一審（大阪地裁）の判決を受けて、日本政府は被爆者健康手帳獲得のための旅費支援、渡日治療旅費支援など4項目の支援事業を始めた。ただし、402号通達を廃止した後も、その他の定期健康診断等の援護については、「日本に来なければ適用できない」という従来の方針を固守した。

5) こういった日本政府の対応を、韓国人被爆者とそれを支援する日本の市民団体は批判した。それに対して、日本政府は2005年から、上限付き在外被爆者に対する医療費支給、保健医療助成事業を開始した。この「上限付き」に対しても韓国人被爆者と市民団体は批判した。²²

このように段階的な人道的支援は行われたが、韓国人被爆者にとっては、法的責任認定と謝罪、補償はいまだ行われず、治療費の上限設定、重症患者が対象外となるなど、不満は小さいものではなかった。

2. 2. 4 在韓被爆者問題市民会議

1986年、日本政府による渡日治療が終了したのち、韓国原爆被害者協会は日本弁護士連合会にこの問題の法的解決のための請願書を提出した。そして日本弁護士連合会での議論の過程で、1988年に東京で「在韓被爆者問題市民会議」が結成された。当初、高木健一弁護士が代表を務めたが、のちに中島竜美、小田川興などが中心となって活動を展開した。この会議は、韓国人被爆者の有志も参加し、運動の理論的方向性、韓国原爆被害者協会との連帯・支援、日本政界・官僚との交渉などの積極的活動を展開した。

これを受けて、1987年、韓国原爆被害者協会は日本政府が戦後責任を履行しなければ、韓日協定で請求権が解消したという両国政府の解釈に疑問を呈ずるとして、日本政府相手に23億ドルの被害補償を請求した。算出根拠は、「帰国被爆者（23,000人）×52年（戦後42年+今後10年）×日本被爆者一人当たりの援護相当額」であっ

²² 市場淳子（2012）「韓国人原爆被害者の視角から見た韓日請求権協定と被爆者援護法」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、国史編纂委員会、p.103。（韓国語）

た。また、アメリカ政府への要求は、放射能影響研究所の建設、放射能専門医療陣
教育費支援、放射線被ばくに関わる医療データ提供の要求を行った。

以上のような日米に対する要求は1987年6月29日の民主化宣言を節目として、そ
れまでの韓日政府への陳情から被爆者の法的権利を真正面から要求する権利回復
闘争へと変化した（市場、2000）。これを契機に韓国政府は、1988年にはじめて、
日本政府に対し、被爆者・サハリン残留韓国人・在日韓国人の法的地位問題が韓日
の戦後未処理問題であると明言したのである。

おわりに

本稿では、韓国人被爆者問題をめぐる両国市民諸団体の草の根協力を概観してき
た。特に、1980年代までの草の根協力に至る経緯、及びその政治的背景の描写を中
心に論じた。

韓国人被爆者問題をめぐる草の根協力の出発点は、人道的支援であった。これは
主に運動の初期段階で現れたものであり、市民からの募金をもって韓国人被爆者を
経済的に支援し、民間の医療団を日本から韓国へと派遣して診療を行うなどの形を
とった。これら一般市民による人道的支援は、その規模はさほど大きくはないが、
1965年の韓日国交正常化以後、韓国人被爆者に対して行われた初めての支援であっ
た。そして何よりも、初の人道主義交流の事例として、その後の草の根協力の先駆
けとなったという意味で評価できる。

人道的支援からはじまった草の根協力は、やがて裁判闘争への支援へと発展して
いく。その後の裁判闘争を経て、最も可視的な成果は日本政府による韓国人被爆者
支援の公式化であるといえる。2013年4月現在、韓国原爆被害者協会の会員を中心
とする被支援者は2,645人を数え、うち150人に対して月135,540円の医療特別手当が
支給されており、4人は月50,050円の特別手当を日本政府から援護されている。また、

月33,330円の健康管理手当を支給される韓国人被爆者は2,381人にのぼる。²³総じて、2,535人が何らかの手当を日本政府から受けていることになる。

もちろん、証人・証拠不十分によって、原爆手帳が発給されない110人の存在など、未解決の課題もあり、「市民の会」や韓国原爆被害者協会を中心とする韓日の草の根ネットワークが解決に向けて努力を続けている。戦後、長期にわたり韓国人被爆者を苦しめてきた放置状態は草の根協力によって、「日本国内の日本人被爆者とほぼ同等の扱い」を受けるところまで進歩してきたといえる。

しかしながら、韓国人被爆者問題を考えるとき、それは、韓日間に横たわる歴史問題の文脈の中で検討すべき問題であることにも気づかされる。つまり、それは、韓国人被爆者という存在が生み出されるに至る歴史的経緯に関わるからだ。韓国人被爆者のなかには朝鮮半島から日本へと、生計を立てるために家族ともども渡ってきた者もいれば、太平洋戦争の最中、強制動員されて広島や長崎へと連れてこられた者もいた。いずれにせよ、韓国人被爆者は植民地支配と深く関わる歴史的問題群の一つでもあるということだ。

韓国人被爆者問題は、このような植民地統治という歴史的な文脈でとらえることによって、初めてその全体像が理解できるものであり、このような側面は当然、一連の裁判闘争をはじめ韓日両国の草の根協力のなかでもしばしば重要な論点として浮かび上がってきた。当初、平岡、中島らは、国交正常化後に訪れた韓国で目の当たりにした韓国人被爆者の現状に同情し、日本人被爆者との差別化に憤りを感じ、そこからこの問題に関わり始める。まさに、そういった同情と憤りが、この草の根協力の出発点である。そこに携わった人びとは、現実の運動のなかで、韓国人被爆者を生み出した歴史的背景とその構造を認識し始め、そして、「市民の会」、「市民会議」、広島市の被団協、原水禁などが、いわゆる歴史認識問題を取り上げるようになる。

このように、韓国人被爆者問題をめぐる韓日両国の草の根協力は、初期の人道主

²³ それぞれの手当額については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/05.html>、2013年3月10日アクセス) を参照した。

義的関心と支援から始まり、やがて本質的な問題解決のためには日本政府の対応の変化が求められるという認識に達し、主に裁判闘争を中心に支援するようになる。裁判闘争のなかでは、人権問題にかかわる時効の排除、被爆者援護における居住場所や国籍の不問など、韓国人被爆者のみならず、海外居住日本人をも含む在外被爆者全体を対象とする重要な成果がつぎつぎと挙げられ、戦後日本の被爆者政策の改善に決定的寄与をしたことは間違いない。

そのような被爆者政策への寄与に加え、草の根協力が韓国と日本の両国社会にもたらした変化は見落とせない重要な示唆を含んでいる。当初、個人レベルで始まった協力は、やがて韓国原爆被害者協会と、韓国の原爆被害者を救援する市民の会をはじめとする一連の組織の結成を促し、当事者各国政府が放置していた被爆者関連法制度や政策の整備を实らせるに至った。一方で、その成員を中心に韓日間の歴史問題に対する真摯な関心と理解を触発することになり、被爆者問題を超えてさまざまな領域の新たな交流をも生み出す成果を挙げている。こうした韓日協力の原動力は、韓日両国が長い歴史の中で育んだ相互理解を基盤とした精神的絆と、国境を越えた正義感、人権意識であった。それがあったからこそ、韓国人被爆者をめぐる草の根協力は、国が放置していた問題を市民社会のなかから取り上げ、政策の変化を引き出した事例と評価出来るのである。そして、このことは、今日いくつもの懸案事項を抱える両国の関係改善に一つの大きな示唆を与えると同時に、韓日諸問題解決のための礎となるであろう。

引用・参考文献

日本語

〈単行本〉

- 中国新聞社編（1966）『証言は消えない—広島記録1』、未来社。
朴壽南（1973）『朝鮮、広島、半日本人—私の旅の記録』、三省堂。
朴壽南（1982）『もうひとつのヒロシマ—朝鮮人韓国人被爆者の証言』、舎廊房出版部。
朴壽馥、辛泳洙、郭貴勳（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社。
在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱旋社。
平岡敬（1972）『偏見と差別』、未来社。
平岡敬（1983）『無援の海峡：広島の声、被爆朝鮮人の声』、影書房。
広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会（1979）『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店。
鎌田定夫編（1979）『ナガサキの証言』、青木書店。
鎌田定夫（1982）『被爆朝鮮、韓国人の証言』、朝日新聞社。
市場淳子（2000）『広島を持ちかえった人々』、凱風社。
伊東壯（1985）『ヒロシマ ナガサキから世界と未来へ』、勁草書房。
長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1989）『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』、社会評論社。
中島竜美（1998）『孫振斗裁判の記録』、在韓被爆者問題市民会議。
高木健一（2001）『今なぜ戦後補償か』、講談社現代新書。

〈報告書、資料集〉

- 広島大学文書館（2005）「平岡敬関係文書目録 第1集 韓国人・朝鮮人被爆者問題関係史料—広島大学特定課題プロジェクト 研究課題：被爆韓国人・朝鮮人と広島の平和行政に関する資料の整理と分析」、『IPSHU 研究報告シリーズ』 34号。
長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1984）『原爆と朝鮮人』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。
韓国教会女性連合会（1978）「韓国原爆被害実態調査報告書（資料）（二重の痛苦にあえぐ在韓原爆被爆者たち—日本人に責任はないのか）」、『朝日ジャーナル』、20巻3号。

〈証言、手記〉

- 中国新聞ヒロシマ50年取材班（1995）『検証ヒロシマ 1945 - 1995』、中国新聞社。
辛泳洙（1971）「日本の良識に訴える—韓国人原爆被爆者の実態」、『朝日アジアレビュー』、2巻3号。

韓国語

〈単行本〉

- 곽귀훈（郭貴勳）（2013）『나는 한국인 피폭자다』（私は韓国人被爆者だ）、民族問題研究所。
박수복（朴壽馥）（1975）『소리도 없다, 이름도 없다』（声もない、名前もない）、創元社。
전진성（ジオンジンソン）（2008）『원폭2세환우 김형률 평전』（原爆二世患友金亨律評伝）、휴머니스트。
정근식（ジョンゲンシク）（2005）『고통의 역사: 원폭의 기억과 증언』（苦痛の歴史：原爆の記憶と証言）、선인。

〈論文〉

- 김승은 (キムスンウン) (2012) 「재한피폭자문제에 대한 한일양국의 인식과 교섭태도」 (在韓被爆者問題に対する韓日両国の認識と交渉態度 (1965-1980))、『아세아연구』 148호。
이치바 준코 (市場淳子) (1999) 「삼중고를 겪어온 한국인 원폭피해자들」 (三重苦を経験してきた韓国人原爆被害者たち)、『역사비평』 1999년 겨울호 (통권 49호)。
이치바 준코 (市場淳子) (2003) 『20세기 백년의 분노, 한국 원폭피해자는 누구인가?』 (20世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か)、역사비평사。
진주 (ジンジウ) (2004) 「원폭피해자증언의 사회적 구성과 내용 분석」 (原爆被害者発言の社会的構成と内容分析)。
허광무 (ホグアム) (2004) 「한국인 원폭피해자에 대한 제 연구와 문제점」 (韓国人原爆被害者に対する諸研究と問題点)、『韓日民族問題研究』 第6号、pp.93-122。

〈報告書〉

- 강제동원피해진상규명위원회 (強制動員被害眞狀規明委員會) (2009) 『강제동원명부해제집』 (強制動員名簿解題集)。
강제동원피해진상규명위원회 (強制動員被害眞狀規明委員會) (2011) 『히로시마, 나가사키 강제동원 피해자의 원폭체험』 (広島・長崎強制動員被害者の原爆体験)。
인도주의실천의사협의회 (人道主義實踐醫者協議會) (2004) 『원폭피해자2세의 기초현황과 건강실태 조사』 (原爆被爆者二世の基礎現況及び健康實態調査)。
한국교회여성연합회 (韓國教會女性連合會) (1977) 『한국원폭피해자 실태조사보고서』 (韓國原爆被害 實態調査單行本 (報告書))。
한국보건사회연구원 (韓國保健社會 研究院) (1991) 『원폭피해자 실태조사』 (原爆被害者 實態調査)。

〈証言、手記〉

- 김재근 (金再根) (1968) 「한국원폭피해자의 현실」 (韓國原爆被害者の現実)、『新東叢』。
강제동원피해진상규명위원회 (強制動員被害眞狀規明委員會) (2008) 『내 몸에 새겨진 8월』 (我が身に焼きついた8月)。